

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年1月21日(2021.1.21)

【公開番号】特開2019-97993(P2019-97993A)

【公開日】令和1年6月24日(2019.6.24)

【年通号数】公開・登録公報2019-024

【出願番号】特願2017-233855(P2017-233855)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F	7/02	3 2 6 Z
A 6 3 F	7/02	3 0 4 D
A 6 3 F	7/02	3 3 4

【手続補正書】

【提出日】令和2年12月3日(2020.12.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

通電によって発光する複数の発光体を搭載した遊技機において、

前記複数の発光体への電力の供給や遮断を制御するドライバが実装されたドライバ基板と、

前記複数の発光体が実装された発光体基板と、

前記ドライバ基板と前記発光体基板とを電気的に接続する接続線と、

前記発光体に流れる電流を制限するために前記複数の発光体の各々に対応して少なくとも1つずつ搭載された複数の電流制限抵抗器と

を備え、

前記発光体に要する抵抗値を分担して直列に接続された2つ以上の前記電流制限抵抗器が、前記複数の発光体の各々に対応して搭載されており、当該2つ以上の前記電流制限抵抗器のうち、少なくとも1つの前記電流制限抵抗器は前記ドライバ基板に実装され、残余の前記電流制限抵抗器は前記発光体基板に実装されていると共に、

前記ドライバ基板に実装された前記電流制限抵抗器の発熱量の合計と、前記発光体基板に実装された前記電流制限抵抗器の発熱量の合計とを比較すると、前記ドライバ基板および前記発光体基板のうち基板面積が大きい方に実装された前記電流制限抵抗器の発熱量の合計が大きくなっている

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

上述した課題の少なくとも一部を解決するために、本発明の遊技機は次の構成を採用した。すなわち、

通電によって発光する複数の発光体を搭載した遊技機において、

前記複数の発光体への電力の供給や遮断を制御するドライバが実装されたドライバ基板と、

前記複数の発光体が実装された発光体基板と、

前記ドライバ基板と前記発光体基板とを電気的に接続する接続線と、

前記発光体に流れる電流を制限するために前記複数の発光体の各々に対応して少なくとも1つずつ搭載された複数の電流制限抵抗器と

を備え、

前記発光体に要する抵抗値を分担して直列に接続された2つ以上の前記電流制限抵抗器が、前記複数の発光体の各々に対応して搭載されており、当該2つ以上の前記電流制限抵抗器のうち、少なくとも1つの前記電流制限抵抗器は前記ドライバ基板に実装され、残余の前記電流制限抵抗器は前記発光体基板に実装されていると共に、

前記ドライバ基板に実装された前記電流制限抵抗器の発熱量の合計と、前記発光体基板に実装された前記電流制限抵抗器の発熱量の合計とを比較すると、前記ドライバ基板および前記発光体基板のうち基板面積が大きい方に実装された前記電流制限抵抗器の発熱量の合計が大きくなっている

ことを特徴とする。